

## 高額療養費

同じ診療月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、申請して認められると限度額を超えた分が払い戻されます。初めて該当したときに、お住まいの市区町村から申請書をお送りします。

平成30年8月診療分からの自己負担限度額(月額)

| 所得区分           |              | 外来<br>(個人ごと)                                   | 入院+外来<br>(世帯合算)            |
|----------------|--------------|------------------------------------------------|----------------------------|
| 現役並み<br>所得者    | 現役並み<br>所得者Ⅲ | 252,600円+(医療費-842,000円)×1%<br>(多数回該当 140,100円) |                            |
|                | 現役並み<br>所得者Ⅱ | 167,400円+(医療費-558,000円)×1%<br>(多数回該当 93,000円)  |                            |
|                | 現役並み<br>所得者Ⅰ | 80,100円+(医療費-267,000円)×1%<br>(多数回該当 44,400円)   |                            |
| 一般             |              | 18,000円<br>(年間14.4万円上限)                        | 57,600円<br>(多数回該当 44,400円) |
| 低所得者Ⅱ<br>(区分Ⅱ) |              | 8,000円                                         | 24,600円                    |
| 低所得者Ⅰ<br>(区分Ⅰ) |              |                                                | 15,000円                    |

現役並み所得者Ⅲ…課税所得690万円以上の方。

現役並み所得者Ⅱ…課税所得380万円以上690万円未満の方。

現役並み所得者Ⅰ…課税所得145万円以上380万円未満の方。

一般…現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない方。

低所得者Ⅱ…同じ世帯の全員が住民税非課税である世帯の方。

低所得者Ⅰ…同じ世帯の全員が住民税非課税であって、その全員の所得が0円(年金の所得は控除額を80万円として計算)である世帯の方。

- 基準日(注1)時点で所得区分が一般及び低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する被保険者について、1年間(注2)のうち一般及び低所得者Ⅰ・Ⅱであった月の外来分の自己負担額の合計が144,000円を超えた場合、その超えた分が払い戻されます。

(注1)基準日は、毎年7月31日時点(死亡等により資格を喪失した方は、資格を喪失した日の前日)となります。

(注2)1年間とは、毎年8月1日から翌年7月31日となります。

- (多数回該当)内の金額は、多数回該当(過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の支給に該当)の場合、所得区分が一般の方の外来(個人ごと)による高額療養費の支給は、多数該当の回数に含まれません。

- 現役並み所得者(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)の方については、外来(個人ごと)及び入院+外来(世帯合算)の区分けはありません。

- 差額ベッド代、リネン代等は医療保険の適用外のため、高額療養費の対象には含まれません。

- 75歳の誕生日を迎えた月に限り、「誕生日前の医療保険」と「後期高齢者医療制度」それぞれの自己負担限度額が半額となります。(1日生まれの方を除きます。また、障がい認定により75歳到達前より後期高齢者医療制度に加入していた方は対象となりません。)

### 「限度額適用認定証」、

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の

### 交付は窓口で申請が必要です

限度額適用認定証もしくは限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口で提示することで、同じ月で同じ医療機関での一部負担金の金額を自己負担限度額までに抑えることができます。区分ごとに必要な証は以下のとおりです。

| 区分         | 証の種類             |
|------------|------------------|
| 現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ | 限度額適用認定証         |
| 低所得者Ⅰ・Ⅱ    | 限度額適用・標準負担額減額認定証 |
| 上記以外       | 被保険者証のみの提示       |

※区分は前ページの高額療養費の所得区分欄を参照

各証の交付については、申請が必要です。後期高齢者医療制度に加入する前の健康保険で既にお持ちだった場合でも、再度申請が必要となります。詳しくはお住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口へお問い合わせください。